

平成25年度

地方公共団体金融機構  
中間財務諸表

地方公共団体金融機構

## 目 次

中間貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
中間損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
中間純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 3
中間キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 4
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 5
追加情報	・ ・ ・ ・ 7
注記事項等	・ ・ ・ ・ 8
勘定別情報（中間貸借対照表関係）	・ ・ ・ 1 7
勘定別情報（中間損益計算書関係）	・ ・ ・ 1 8

中間貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,757,577	債券	19,196,481
有価証券	744,945	借入金	64,500
現金預け金	186,158	その他負債	12,849
その他資産	12,871	賞与引当金	54
有形固定資産	2,581	役員賞与引当金	7
無形固定資産	823	退職給付引当金	145
		役員退職慰労引当金	25
		地方公共団体健全化基金	921,082
		基本地方公共団体健全化基金	915,670
		組入地方公共団体健全化基金	5,412
		特別法上の準備金等	3,382,326
		金利変動準備金	1,320,000
		公庫債権金利変動準備金	1,991,732
		利差補てん積立金	70,593
		負債の部合計	23,577,473
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	63,344
		一般勘定積立金	50,221
		一般勘定中間未処分利益	13,122
		評価・換算差額等	△ 6,128
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	127,484
資産の部合計	23,704,957	負債及び純資産の部合計	23,704,957

中間損益計算書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	233,351
資金運用収益	231,786
役務取引等収益	85
その他経常収益	1,479
地方公共団体健全化基金受入額	1,457
その他の経常収益	22
経常費用	134,989
資金調達費用	130,172
役務取引等費用	141
その他業務費用	3,332
営業経費	1,342
その他経常費用	0
経常利益	98,362
特別利益	875,291
公庫債権金利変動準備金取崩額	870,000
利差補てん積立金取崩額	5,291
特別損失	960,532
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	90,532
国庫納付金	650,000
中間純利益	13,122

中間純資産変動計算書

(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16,602	50,221	-	66,824	△6,970	53,666	113,520
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	13,122	13,122	-	-	13,122
出資者資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	841	-	841
当中間期変動額合計	-	-	13,122	13,122	841	-	13,963
当中間期末残高	16,602	50,221	13,122	79,946	△6,128	53,666	127,484

中間キャッシュ・フロー計算書  
(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
中間純利益	13,122
減価償却費	172
資金運用収益	△ 231,786
資金調達費用	130,172
賞与引当金の増加額	7
役員賞与引当金の増加額	2
退職給付引当金の増加額	3
役員退職慰労引当金の減少額	△ 1
地方公共団体健全化基金の減少額	△ 1,457
金利変動準備金の増加額	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額	△ 129,467
利差補てん積立金の減少額	△ 5,291
貸付金の純増(△)減	△ 88,942
債券の純増減(△)	518,260
借入金の純増減(△)	34,500
資金運用による収入	233,338
資金調達による支出	△ 130,105
その他	521
営業活動によるキャッシュ・フロー	563,047
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	1,896,000
有価証券の取得による支出	△ 2,041,933
有形固定資産の取得による支出	△ 29
無形固定資産の取得による支出	△ 500
有形固定資産の売却による収入	335
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 146,128
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△ 650,000
公営競技納付金還付による支出	△ 28
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 650,028
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 233,109
VI 現金及び現金同等物の期首残高	419,267
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	186,158

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によるおります。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 23年～47年                      その他 2年～19年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・債券及び借入金
- b ヘッジ手段・・・通貨スワップ

- ヘッジ対象・・・外貨建債券
- c ヘッジ手段・・・為替予約
- ヘッジ対象・・・外貨預金

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

## 8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」であります。

## 9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

## 10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項及び法附則第 9 条第 8 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財会省令」という。）第 34 条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項及び第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

## 11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## 追加情報

### 厚生年金基金の代行部分返上について

当機構は、厚生年金基金の代行部分について、平成 25 年 4 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

厚生年金基金の代行部分返上に関し、当中間事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は厚生年金基金全体で 55,980 百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当中間事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 44－2 項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。

## 注記事項等

### 【中間貸借対照表に関する注記】

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

261 百万円

#### 2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 3. 担保提供資産

(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,196,481百万円の一般担保に供しております。

(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券1,479百万円を差し入れております。

#### 4. 特別法上の準備金等

##### (1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に準ずるものであります。

##### (2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に準ずるものであります。

##### (3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。

### 【中間損益計算書に関する注記】

#### 1. 中間純利益の勘定別内訳

一般勘定 13,122 百万円

管理勘定 - 百万円

## 2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、総額 1 兆円を目途として、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成 25 年度においては「平成 25 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 25 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 650,000 百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

この結果、平成 24 年度からの国庫納付総額は、昨年度における 3,500 億円とあわせて 1 兆円となりました。

### 【金融商品に関する注記】

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会は原則年 4 回開催し、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### [1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

###### ① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

## ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、法附則第 14 条の規定に基づき、総額 1 兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

なお、平成 24 年度までは管理目標として使用していたアウトライヤー比率については、①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと、②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと、といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、平成 25 年度より管理目標には使用しないこととしております。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、平成 24 年度までは管理目標として使用し、平成 25 年度からは定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 25 年 9 月 30 日現在、以下のとおりであります。

○ アウトライヤー比率 ( ) 内は前年同期比

(単位:百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b)/(e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び借入金 (d)	
一般勘定	18.1% (+2.5%)	△418,218 (△95,161)	△1,413,412 (△283,766)	995,193 (+188,605)	2,314,900 (+245,197)

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将

来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 25 年 9 月 30 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 25 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 47,311 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 48,026 百万円増加するものと考えられます。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,757,577	24,294,659	1,537,082
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	744,945	744,918	△27
(3) 現金預け金	186,158	186,158	—
資産計	23,688,681	25,225,735	1,537,054
(1) 債券	19,196,481	19,956,439	759,958
(2) 借入金	64,500	65,131	631
負債計	19,260,981	20,021,570	760,589
デリバティブ取引 (* 1) ヘッジ会計が適用されているもの	485	485	—
デリバティブ取引計	485	485	—

(\* 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 25 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

#### (2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	国庫短期証券	419,945	419,918	△27
	譲渡性預金	325,000	325,000	—
	小計	744,945	744,918	△27
	合計	744,945	744,918	△27

### (3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

### (2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	74,863	74,863	485	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	985,392	985,392	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	95,000	—	※2	
合計			1,250,225	1,155,255	485	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。



(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,547,898	1,595,085	1,609,039	1,562,797	1,503,559	6,596,035	6,927,256	1,415,905
有価証券 満期保有目的のもの	745,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	186,158	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,358,110	1,731,876	1,608,250	1,872,536	1,725,554	7,873,926	1,821,865	220,000
借入金	—	—	—	—	—	64,500	—	—

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成25年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	419,945	419,918	△27	—	△27
譲渡性預金	325,000	325,000	—	—	—
合計	744,945	744,918	△27	—	△27

(注)1. 国庫短期証券の時価は、当中間事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・債券及び借入金
- b ヘッジ手段・・・通貨スワップ  
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- c ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・外貨預金

#### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

### 3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

### 4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【勘定別情報（中間貸借対照表関係）】

（平成25年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
資産の部				
貸付金	8,139,991	14,617,585		22,757,577
有価証券	744,945			744,945
現金預け金	186,158			186,158
その他資産	3,681	9,190		12,871
有形固定資産	2,581			2,581
無形固定資産	823			823
一般勘定貸		678,812	△ 678,812	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	242,831		△ 242,831	
資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957
負債の部				
債券	6,260,613	12,935,867		19,196,481
借入金	64,500			64,500
その他負債	1,953	10,896		12,849
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	145			145
役員退職慰労引当金	25			25
地方公共団体健全化基金	921,082			921,082
基本地方公共団体健全化基金	915,670			915,670
組入地方公共団体健全化基金	5,412			5,412
管理勘定借	678,812		△ 678,812	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		242,831	△ 242,831	
特別法上の準備金等	1,320,000	2,062,326		3,382,326
金利変動準備金	1,320,000			1,320,000
公庫債権金利変動準備金		1,991,732		1,991,732
利差補てん積立金		70,593		70,593
負債の部合計	9,247,195	15,251,921	△ 921,643	23,577,473
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	63,344			63,344
一般勘定積立金	50,221			50,221
一般勘定中間未処分利益	13,122			13,122
評価・換算差額等	△ 6,128			△ 6,128
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	73,817	53,666		127,484
負債及び純資産の部合計	9,321,013	15,305,587	△ 921,643	23,704,957

（注）1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定中間未処分利益、管理勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上し、管理勘定の「中間純利益」は、「管理勘定中間未処分利益」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報（中間損益計算書関係）】

（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	57,423	185,829	△ 9,900	233,351
資金運用収益	52,282	179,503		231,786
役務取引等収益	85			85
その他経常収益	1,479			1,479
地方公共団体健全化基金受入額	1,457			1,457
その他の経常収益	22			22
管理勘定事務受託費	546		△ 546	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,028		△ 3,028	
一般勘定貸受取利息		165	△ 165	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,159	△ 6,159	
経常費用	44,301	100,588	△ 9,900	134,989
資金調達費用	35,129	95,042		130,172
役務取引等費用	37	103		141
その他業務費用	1,559	1,773		3,332
営業経費	1,248	93		1,342
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	165		△ 165	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,159		△ 6,159	
一般勘定事務委託費		546	△ 546	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,028	△ 3,028	
経常利益	13,122	85,240		98,362
特別利益	220,000	875,291	△ 220,000	875,291
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		870,000		870,000
利差補てん積立金取崩額		5,291		5,291
特別損失	220,000	960,532	△ 220,000	960,532
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		90,532		90,532
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		650,000		650,000
中間純利益	13,122			13,122